

整理番号

8

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
【広聴・広報活動費】			
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
【経常的経費】			
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	R 06 年 04 月 22 日	支 出 額	百万 千 円
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	家賃		

領 収 書 等 貼 付 欄	政務活動に使用する割合が9/10以上あるため $150000 \times \frac{9}{10} = 135000$
<b>領 収 証</b>  <u>諸井様</u> 2024年4月22日	
★ <u>135,000</u> -	
但 5.6.7月分 上記正に領収いたしました	
内 訳	
税抜金額	
消費税額等( % )	

コクヨ ウケ-1048

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

青藍会

## 1.0. 供託所等に関する説明

宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	所属地方本部の名称・所在地
(社) 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2-6-3	(社) 全国宅地建物取引業保証協会埼玉地方本部 埼玉県さいたま市東高砂町6-15
弁済業務保証金の供託所・所在地	東京法務局 東京都千代田区大手町1-3-3
1.1. 損害賠償の予定等に関する事項	
別紙契約書とおり	
1.2. 要約解除に関する事項	
別紙契約書とおり	
1.3. 石綿使用調査の内容	
石綿使用調査結果記録の有無 無	
1.4. 地震診断の内容	
耐震診断の有無 無 昭和56年6月1日以降の建築は該当しません。	
1.5. 土砂災害警戒区域に関する事項	
該当物件は土砂災害警戒区域外です。	
1.6. 造成宅地防災区域に関する事項	
当該物件は造成宅地防災区域外です。	
1.7. 連帯保証人の債務の担保	
極度額 金300,000円(賃料の6ヶ月分とする)	
1.8. 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地	
水害ハザードマップの有無 洪水の有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)	
雨水出水(内水)の有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)	
高潮の有無 図面名称: (照会先: )	
4. 供託所等に関する説明	
宅地建物取引業保証協会の名称・所在地 所属地方本部の名称・所在地	
(社) 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2-6-3	
弁済業務保証金の供託所・所在地 東京法務局 東京都千代田区大手町1-3-3	
上記物件の説明を受けました。	

令和4年5月2日

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。  
(免許番号) 埼玉県知事 (主たる事務所) 羽生市中央5丁目3番32号  
(商号) 有限公司 江森不動産  
(住所) (免許年月日) 令和3年10月31日 (代表者) 代表取締役 江森...  
(説明をする宅地建物取引士) [REDACTED]

1. 物件の表示	
物 件 名	在 地 羽生市南7丁目18-10
面 積	山口店舗 一階：42.78m <sup>2</sup> 二階：24.60m <sup>2</sup> のうち一階部分
種 類	一戸建
構 造	堅量筋骨スレート葺2階建
貸 主 (住所・氏名)	[REDACTED]

2. 条件、設備	
条 件	賃 料：金 50,000円 費 用：金 0円 新 収 更 敷 金：金 50,000円 駐 車 場：有 東側輪装部分1台と店舗前 用 途：店舗専用 利用：ペット不可 更 新 料：有 更新料：1か月分 新 事 務 手 数 料：金 15,000円 (消費税別途) 原 状 回 債：2年以上の入居場合自然消耗 以外の毀損、ハウスクリーニングを要す。以上。
備 備	水 道：羽生市 561-0969 電 気：東京電力 0120-995-441 ガ ス：プロパン ガス業者：田口商店 561-0636 排 水：本下水 台 所：無 トイレ：水洗 風 吕：無 冷暖房：無 その他の設備

3. 登記簿に記載された事項	
所有者名義人：貸主と同じ	乙区：無
甲区：所有権のみ	
4. 賃料・共益費等の支払時期及び方法	
原則として、毎月末までに翌月分を指定された口座にお振込み下さい。 (振込手数料は借主負担)	

5. 契約期間及び更新に関する事項	
契約期間 (更新)	令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年間
更新に関する事項	可
更新料	無
敷金補填	敷金の預託がある場合、賃料が増額した場合に差額を補填することになります。 ただし減額した場合に差額を返金することはできません。

6. 敷金の精算に関する事項	
1) 借主は敷金をもつて賃料その他の本賃貸借契約に基づく借主の債務の弁済に充当することを主張することができない。 2) 本物件の明け渡しの際には、原状回復を要します。修繕を要する場合、甲は預り敷金を修繕費に充当することができます。	
7. 登記簿に記載された事項	
所有者名義人：貸主と同じ	乙区：無

8. 気候賃貸借保護制度の廃止に伴う説明	
上記乙区が有の場合、その抵当権が実行され競売になり、買受人から明渡しを求められたときは、6ヵ月以内に明渡さなければならぬことになります。この場合、貸主に預けた敷金(保証金)についての精算は、買受人に求めることができません。(当初の貸主に求めることがあります) なお、買受人から新たな賃貸借契約の締結と敷金の預託を求められる場合があります。	

## 物 件 表 示

所在地 : 羽生市南7丁目18-10

物件名称 : 山口店舗

構 造 : 構造スレート葺2階建

面 積 : 1階 : 42.78 m<sup>2</sup> 2階 : 24.60 m<sup>2</sup> のうち1階部分のみ  
賃料総額 : 売ヶ月金50,000円（消費税含む）

上記の物件を賃貸人を（甲）として賃借人を（乙）として下記条項により賃貸借契約を締結する。  
第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことと約した。

第2条 賃貸借の期間は令和4年6月1日から令和7年5月31日まで向う3年間とする。但し、前  
期期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。

第3条 賃借料は毎月末日までに、乙は甲又は甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。  
但し、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、  
甲乙協議のうえ増減できるものとする。

第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担  
とする。

第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は製作の模様等の必要な要を生じた場合はあ  
らかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもつて原形に復するものとす  
る。但、甲の承諾が得られれば、現状のまま明渡すことができる。

第6条 乙は本物件に於いて県議事務所として使用しそれ以外営んではならない。但、甲乙の合意が  
成立した場合はこの限りではない。

第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヶ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は  
完全に本物件を甲に明渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対にしないこと。  
2. この際甲は賃借料を期間に応じ清算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の  
規定による未払金または賃借金に充当し、余剰のあるときはその金員を乙に返還するものと  
する。

第8条 下記の場合には、甲は、敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして  
解除され、乙は即、本物件を明渡すものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は  
放棄されたものとし、甲は保証人立会いのうえ隨意遺留品を売却処分のうえ債務に充當して  
乙は異議なきこと。  
1) 賃借物件の一部又は全部につき、賃貸権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務により破産宣  
告、強制執行をうけた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の濫用、  
転貸の場合を含む。  
2) 乙が賃料の支払いを3ヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。  
3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良なる管理者の注意をもつて管理使用しなければならない。万一乙は賃借物  
件に損害を与えた場合は、甲乙ともに誠意をもつて道義的に解決するものとする。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもつて道義的に解決するものとする。

乙は本物件を明渡さなければならぬ。  
(1) 件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言  
動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。  
(2) 物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を  
掲示若しくは輸入したとき。  
(3) 物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの人を反復継続して出入させたとき。  
(4) 物件内、共用部分その他本物件に近接する場所において暴行、辱罵、脅迫、酒乱、薬物使用、  
精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。

第12条 宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に支払うものとする。

第13条 本契約時に乙が支払う更新料は中途解約しても返還しない。  
2. 期間満了後、更新する場合乙は更新後の新賃料の1ヶ月分を更新料として甲に支払う

家賃振込先 :

\*振込み手数料は、賃借人（乙）の負担とする

賃貸人（甲）住 所 : [REDACTED]  
氏 名 : [REDACTED]  
電話番号 : [REDACTED]

賃借人（乙）住 所 : 羽生市南7-1-8-10

氏 名 : 鮎井裏茶屋新所  
住 所 : 埼玉県羽生市中央3丁目3番32号  
商 号 : 有限会社 江森不動産  
代表取締役 : 江森 康記  
電話番号 : 048-561-9666

仲介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員  
埼玉県知事免許 (2) 第6528号  
住 所 : 埼玉県羽生市中央3丁目3番32号  
商 号 : 住 所 所 : 埼玉県羽生市中央3丁目3番32号  
代 表 : 代表取締役 : 江森 康記  
登録番号 : [REDACTED]

宅地建物取引士 登録番号 : [REDACTED]  
氏 名 : [REDACTED]

整理番号 49

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費    2:グループ活動費		
	【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費		
【経常的経費】			
6:人件費    7:事務所費    8:事務費			
9:資料購入・作成費    10:交通費			

支出年月日	R 06 年 07 月 25 日	支 出 額	百万 千 円
			1,350,000

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	家賃 3ヶ月分 8.9.10月
-----	-----------------

## 領 収 書 等 貼 付 欄

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

$$150000 \times 9/10 = 135000$$

## 領 収 証

諸井

様

2024年 7月 25日

★ ¥150,000.-

但 2024年 8.9.10月分 家賃

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)



コクヨ ウケ-1048

※領収書

かるような記載)、

(4)発行者、(5)宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

埼玉県議会議員  
諸井真英

## 物 件 表 示

所在地：羽生市南7丁目18-10

物件名称：山口店舗

構 造：軽量鉄骨造スレート葺2階建  
面 積：1階：42.78m<sup>2</sup> 2階：24.60m<sup>2</sup>のうち1階部分のみ

賃料総額：毫ヶ月金50,000円（消費税含む）

上記の物件を賃貸人を（甲）として賃借人を（乙）として下記条項により賃貸借契約を締結する。  
支払うことを約した。

第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことと約した。

第2条 賃貸借の期間は令和4年6月1日から令和7年5月31日まで向う3年間とする。但し、前

期

期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。

但し、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。

第3条 賃借料は毎月末日までに、乙は甲又は甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。

但し、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。

第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。

第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもつて原形に復するものとする。但、甲の承諾が得られれば、現状のまま明渡すことができる。

第6条 乙は本物件に於いて県議事務所として使用しそれ以外営業ではない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヶ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対にしないこと。

2. この際甲は賃借料を期間に応じ清算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賃借料に充当し、余剰のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

下記の場合には、甲は、敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずにして解除され、乙は即、本物件を明渡すものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人立会いのうえ随意遺留品を売却処分のうえ債務に充当しても乙は異議なきこと。

賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行をうけた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

2. 乙が賃料の支払いを3ヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。

3. 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

4. 乙は本物件を善良なる管理者の注意をもつて管理使用しなければならない。万一事件が賃借物に損害をえた場合は賠償しなければならない。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

- 乙は本物件を明渡さなければならない。
- (1) 件内公用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に相撲又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理人、出入者等に迷惑、不安感、不快感等を与えたとき。
  - (2) 物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。
  - (3) 物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの人者を反復継続して出入させたとき。
  - (4) 物件内、共用部分その他の本物件に近接する場所において暴行、障害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行したとき。

第12条 宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に支払うものとする。

第13条 本契約時に乙が支払う更新料は中途解約しても返還しない。

2. 期間満了後、更新する場合乙は更新後の新資料の1ヶ月分を更新料として甲に支払う。

家賃収み先：

\*振込み手数料は、賃借人（乙）の負担とする

上記の契約証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持し、取引業者は契約書控1通を保管するものとする。

令和4年5月2日

賃貸人（甲）住 所：[REDACTED]  
氏 名：[REDACTED]  
電話番号：[REDACTED]

賃借人（乙）住 所：羽生市南7-18-10

氏 名：諸井真英事務所

電話番号：048-561-9666

仲介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員  
埼玉県和泉事務所 第6528号  
住 所：埼玉県羽生市中央5丁目3番32号  
商 号：有限公司 江森不動産  
代表取締役：江森 康記

宅地建物取引士

登録番号：[REDACTED]  
氏 名

第9条 乙は本物件を善良なる管理者の注意をもつて管理使用しなければならない。

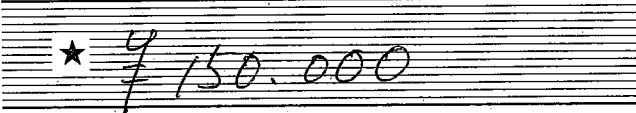
万一事件が賃借物に損害をえた場合は賠償しなければならない。

整理番号 83

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<p><b>【調査研究・政策立案活動費】</b></p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p><b>【広聴・広報活動費】</b></p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p><b>【経常的経費】</b></p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---------------------------------	--

<b>支出年月日</b> P 06 年 11 月 06 日	<b>支 出 額</b>	百万 千 円 1 3 5 0 0 0 <small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>
<b>使 途</b> 家賃代		

<b>領 収 書 等 貼 付 欄</b>	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $150000 \times 9/10 = 135000$
<b>領 収 証</b>	
諸君様 2024年11月6日	
	
但 11.12.1月分 家賃代 上記正に領収いたしました	
内 訳 _____ 税抜金額 _____ 消費税額等( %) _____	

※領収書等に( )内に記載する場合は、( )内に記載する。( )内に記載する場合は、( )内に記載する。

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



## 物件表示

所在地：羽生市南7丁目18-10  
 物件名称：山口店舗  
 建造：軽量鉄骨造スレート葺2階建  
 面積：1階：42.78m<sup>2</sup> 2階：24.60m<sup>2</sup>のうち1階部分のみ  
 賃料総額：専用月金50,000円。（消費税含む）

上記の物件を賃貸人を（甲）として賃借人を（乙）として下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借貸を支払うことを約した。

第2条 賃借料は毎月末日までに、乙は甲又は甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。  
 期期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。

但し、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。

第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。

第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は製作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもつて原形に復するものとする。但、甲の承諾が得られれば、現状のまま明渡すことができる。

第6条 乙は本物件に於いて県警事務所として使用しそれ以外営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヶ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対にしないこと。  
 2. この際甲は賃借料を期間に応じ清算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賃借料に充当し、余剰のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は、敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即ち、本物件を明渡すものとする。明渡しきれないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人立会いのうえ隨意留品を先却り分のうえ債務に充當しても乙は異議なきこと。  
 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行をうけた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による取締役の無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。  
 (1) 乙が賃料の支払いを3ヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。  
 (2) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。  
 (3) 乙が不法行為をした場合。

第9条 乙は本物件を善良なる管理者の注意をもつて管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもつて道義的に解決するものとする。

- (1) 乙は本物件を明渡さなければならぬ。
- (2) 件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他に入居者、管理者、出入り者等に迷惑、不安感、不快感等をえたとき。
- (3) 物件内、公用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。
- (4) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴行、脅害、脅迫、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を取行したとき。

第12条 宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に支払うものとする。

- 第13条 本契約時に乙が支払う更新料は中途解約しても返還しない。  
 2. 期間満了後、更新する場合乙は更新後の新賃料の1ヶ月分を更新料として甲に支払う
- 家賃振込み先：  
 \* 振込み手数料は、賃借人（乙）の負担とする

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持し、取引業者は契約書控1通を保管するものとする。

令和4年5月2日

賃貸人（甲）住 所：[REDACTED]  
 氏 名：[REDACTED]  
 電話番号：[REDACTED]

賃借人（乙）住 所：羽生市南7-1.8-1.0  
 氏 名：龍井憲英事務所  
 電話番号：048-561-9666

仲介業者  
 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員  
 埼玉県知事免許 ( ) 第6528号

住 所 号 埼玉県羽生市中央3丁目3番32号  
 住 商 住 所 号 有限会社 江森不動産  
 代表取締役 江森 康記

宅地建物取引士  
 登録番号 [REDACTED]  
 氏 名 [REDACTED]

乙は本物件を明渡さなければならぬ。

- (1) 件内共用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他に入居者、管理者、出入り者等に迷惑、不安感、不快感等をえたとき。
- (2) 物件内、公用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。
- (3) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴行、脅害、脅迫、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を取行したとき。

- (1) 件内共用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他に入居者、管理者、出入り者等に迷惑、不安感、不快感等をえたとき。
- (2) 物件内、公用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。
- (3) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴行、脅害、脅迫、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を取行したとき。

- (4) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (5) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (6) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (7) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (8) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (9) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (10) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (11) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (12) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (13) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (14) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (15) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (16) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (17) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (18) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (19) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (20) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (21) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (22) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (23) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (24) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (25) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (26) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (27) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (28) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (29) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (30) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (31) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (32) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (33) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (34) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (35) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (36) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (37) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (38) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (39) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (40) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (41) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (42) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (43) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (44) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

- (45) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。

整理番号 

		1	3	1
--	--	---	---	---

ちようふ

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
【広聴・広報活動費】			
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	207年01月20日	支 出 額	百万 千 円 135000
使 途	2-34月份 家賃代		

## 領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10以上あるため

$$150000 \times 9/10 = 135000$$

## 領 収 証

2025年1月20日

諸井 様

★ ¥ 150,000

但 2、3、4月份 家賃代  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

\*領収書等には、  
④発行者、⑤宛名  
※按分した場合は

コクヨ ウケ-1048

(な記載)、

諸井真英 満員

- (1) 乙は本物件を明渡さなければならぬ。但し、甲の入居者等に迷惑、不安感、不快感等を与えたとき。  
 (2) 物件内、公用部分、付属設備等に暴力団の組織、名稱、活動等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。  
 (3) 物件内に暴力团構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入させたとき。  
 (4) 物件内、公用部分その他の本物件に近接する場所において暴行、障害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を取扱いし又はこと関係する者がこれららの犯罪を取扱したとき。

所在地：羽生市南7丁目18-10  
 物件名称：山口店舗  
 構造：鉄筋骨造スレート葺2階建  
 面積：1階：42.78m<sup>2</sup> 2階：24.60m<sup>2</sup>のうち1階部分のみ  
 賃料総額：高ヶ月金50,000円。（消費税含む）

上記の物件を賃貸人を（甲）として賃借人を（乙）として下記条項により賃貸借契約を締結する。  
 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し賃貸を支払うことを約した。

第2条 賃貸借の期間は令和4年6月1日から令和7年5月31日まで向う3年間とする。但し、前規期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。

第3条 賃借料は毎月末日までに、乙は甲又は甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。  
 但し、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。

第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。

第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもつて原形に復するものとする。但、甲の承諾が得られれば、現状のまま明渡すことができる。

第6条 乙は本物件に於いて県議事務所として使用しそれ以外営業ではない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヶ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明渡し、立退料またはこれに類する物的質的請求は絶対にしないこと。  
 2. この際甲は賃借料を期間に応じ清算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賃借金に充当し、余剰のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は、敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずにして解除され、乙は即、本物件を明渡すものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人立会いのうえ隨意留品を先取処分のうえ債務に充当しても乙は異議なきこと。

賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行をうけた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無効賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

（2）乙が賃料の支払いを3ヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。  
 （3）乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良なる管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賃償しなければならない。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

## 物件表示

第12条 宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に支払うものとする。

第13条 本契約時に乙が支払う更新料は中途解約しても返還しない。

2. 期間満了後、更新する場合乙は更新後の新賃料の1ヶ月分を更新料として甲に支払う

家賃振込み先

\*振込み手数料は、賃借人（乙）の負担とする

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持し、取引業者は契約書控1通を保管するものとする。

令和4年5月2日

賃貸人（甲）住所所...  
 氏名...  
 電話番号...

賃借人（乙）住所所...羽生市南7-18-10

仲介業者  
 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員  
 埼玉県知事免許（）第628号  
 住 所 埼玉県羽生市中央5丁目3番32号  
 商 号 有限公司 江森不動産  
 代表取締役 江森 康記  
 氏 名 ...  


下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。

この内容は重要ですかしら、十分理解されるようお願いします。

(免許番号) 埼玉県知事 (主たる事務所) 羽生市中央5丁目3番32号

(商号) 有限会社 江森不動産

(代表者) (免認年月日) 令和3年10月31日 (代表者) 江森 慶記

(説明をする宅地建物取引士) 埼玉県知事

1. 物件の表示

物 件 所 在 地	羽生市南7丁目18-10		
件 名 称	山口店舗	設 電	道：羽生市 気：東京電力
面 積	1階：42.78 m <sup>2</sup>	ガス：プロパン	561-0969
種 類	二階：24.60 m <sup>2</sup>	ガス業者：田口商店	0120-995-441
構 造	一戸建	排水：本下水	561-0636
（住所・氏名）	堅量鉄骨スレート葺2階建	トイレ：水洗	
2. 条件・設備	備 用	風呂：無	
条件	更新料：金50,000円	冷暖房：無	
賃料：金50,000円	利用：ベット不可	その他の設備	
共益費：金0円	更新料：1か月分	その他	
更新料：金50,000円	更新時事務手数料：金15,000円	以上。	
販売金：金50,000円	(消費税別途)		
駐車場：有	原状回復：2年以上の入居場合自然消耗		
東側飾装部分1台と店舗前	以外の毀損、ハウスクリーニングを要す。		
用途	原則として、毎月末日までに翌月分を指定された口座にお振込み下さい。		
店舗専用	(振込手数料は借主負担)		

3. 登記簿に記載された事項

所有者名義人：貸主と同じ

甲区：所有権のみ

乙区：無

4. 貨料・共益費等の支払時期及び方法

原則として、毎月末日までに翌月分を指定された口座にお振込み下さい。

(振込手数料は借主負担)

5. 契約期間及び更新に関する事項

契約期間(更新) 令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年間

更新に関する事項 可

更新料 無

敷金償填 敷金の預託がある場合、賃料が増額した場合に差額を補填することになります。

6. 敷金の精算に関する事項

1) 借主は敷金をもつて賃料その他の本賃貸借契約に基づく借主の債務の弁済に充当することを主張することはできません。

2) 本物件の明け渡しの際には、原状回復を要します。修繕を要する場合、甲は預り敷金を修繕費に充当することができます。

7. 登記簿に記載された事項

所有者名義人：貸主と同じ

甲区：所有権のみ

乙区：無

8. 短期賃貸借保証制度の廃止に伴う説明

上記乙区が有の場合、その抵当権が実行され競売になります。この場合、貸主に明渡しを求めるときには、6ヶ月以内に明渡さなければならぬことになります。(当初の貸主に求めることになります) 金)についての精算は、買受人に求めることができません。(当初の貸主に求めることになります) す)なお、買受人から新たな賃貸借契約の締結と敷金の預託を求められる場合があります。

10. 供託所等に関する説明

宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	所属地方本部の名称・所在地
(社) 全国宅地建物取引業保証協会	(社) 全国宅地建物取引業保証協会埼玉地方本部
東京都千代田区岩本町2-6-3	埼玉県さいたま市東高砂町6-15

弁済業務保証金の供託所・所在地 東京法務局 東京都千代田区大手町1-3-3

1. 損害賠償の予定等に関する事項

別紙契約書とおり	1.2. 契約解除に関する事項
1.3. 石綿使用調査の内容	石綿使用調査結果記録の有無 無
1.4. 耐震診断の内容	耐震診断の有無 無 昭和56年6月1日以降の建築は該当しません。
1.5. 土砂災害警戒区域に関する事項	当該物件は土砂災害警戒区域外です。
1.6. 造成宅地防災区域に関する事項	当該物件は造成宅地防災区域外です。
1.7. 連帯保証人の債務の担保	当該物件は造成宅地防災区域外です。
1.8. 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地	水害ハザードマップの有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)
1.9. 高潮の有無	水害ハザードマップの有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)
4. 供託所等に関する説明	4. 供託所等に関する説明
宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	所属地方本部の名称・所在地
(社) 全国宅地建物取引業保証協会	(社) 全国宅地建物取引業保証協会埼玉地方本部
東京都千代田区岩本町2-6-3	埼玉県さいたま市東高砂町6-15

弁済業務保証金の供託所・所在地 東京法務局 東京都千代田区大手町1-3-3

1. 損害賠償の予定等に関する事項

別紙契約書とおり	1.2. 契約解除に関する事項
1.3. 石綿使用調査の内容	石綿使用調査結果記録の有無 無
1.4. 耐震診断の内容	耐震診断の有無 無 昭和56年6月1日以降の建築は該当しません。
1.5. 土砂災害警戒区域に関する事項	当該物件は土砂災害警戒区域外です。
1.6. 造成宅地防災区域に関する事項	当該物件は造成宅地防災区域外です。
1.7. 連帯保証人の債務の担保	当該物件は造成宅地防災区域外です。
1.8. 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地	水害ハザードマップの有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)
1.9. 高潮の有無	水害ハザードマップの有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)
4. 供託所等に関する説明	4. 供託所等に関する説明
宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	所属地方本部の名称・所在地
(社) 全国宅地建物取引業保証協会	(社) 全国宅地建物取引業保証協会埼玉地方本部
東京都千代田区岩本町2-6-3	埼玉県さいたま市東高砂町6-15

弁済業務保証金の供託所・所在地 東京法務局 東京都千代田区大手町1-3-3

1. 損害賠償の予定等に関する事項

別紙契約書とおり	1.2. 契約解除に関する事項
1.3. 石綿使用調査の内容	石綿使用調査結果記録の有無 無
1.4. 耐震診断の内容	耐震診断の有無 無 昭和56年6月1日以降の建築は該当しません。
1.5. 土砂災害警戒区域に関する事項	当該物件は土砂災害警戒区域外です。
1.6. 造成宅地防災区域に関する事項	当該物件は造成宅地防災区域外です。
1.7. 連帯保証人の債務の担保	当該物件は造成宅地防災区域外です。
1.8. 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地	水害ハザードマップの有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)
1.9. 高潮の有無	水害ハザードマップの有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)
4. 供託所等に関する説明	4. 供託所等に関する説明
宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	所属地方本部の名称・所在地
(社) 全国宅地建物取引業保証協会	(社) 全国宅地建物取引業保証協会埼玉地方本部
東京都千代田区岩本町2-6-3	埼玉県さいたま市東高砂町6-15

弁済業務保証金の供託所・所在地 東京法務局 東京都千代田区大手町1-3-3

1. 損害賠償の予定等に関する事項

別紙契約書とおり	1.2. 契約解除に関する事項
1.3. 石綿使用調査の内容	石綿使用調査結果記録の有無 無
1.4. 耐震診断の内容	耐震診断の有無 無 昭和56年6月1日以降の建築は該当しません。
1.5. 土砂災害警戒区域に関する事項	当該物件は土砂災害警戒区域外です。
1.6. 造成宅地防災区域に関する事項	当該物件は造成宅地防災区域外です。
1.7. 連帯保証人の債務の担保	当該物件は造成宅地防災区域外です。
1.8. 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地	水害ハザードマップの有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)
1.9. 高潮の有無	水害ハザードマップの有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)
4. 供託所等に関する説明	4. 供託所等に関する説明
宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	所属地方本部の名称・所在地
(社) 全国宅地建物取引業保証協会	(社) 全国宅地建物取引業保証協会埼玉地方本部
東京都千代田区岩本町2-6-3	埼玉県さいたま市東高砂町6-15

弁済業務保証金の供託所・所在地 東京法務局 東京都千代田区大手町1-3-3

1. 損害賠償の予定等に関する事項

別紙契約書とおり	1.2. 契約解除に関する事項
1.3. 石綿使用調査の内容	石綿使用調査結果記録の有無 無
1.4. 耐震診断の内容	耐震診断の有無 無 昭和56年6月1日以降の建築は該当しません。
1.5. 土砂災害警戒区域に関する事項	当該物件は土砂災害警戒区域外です。
1.6. 造成宅地防災区域に関する事項	当該物件は造成宅地防災区域外です。
1.7. 連帯保証人の債務の担保	当該物件は造成宅地防災区域外です。
1.8. 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地	水害ハザードマップの有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)
1.9. 高潮の有無	水害ハザードマップの有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)
4. 供託所等に関する説明	4. 供託所等に関する説明
宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	所属地方本部の名称・所在地
(社) 全国宅地建物取引業保証協会	(社) 全国宅地建物取引業保証協会埼玉地方本部
東京都千代田区岩本町2-6-3	埼玉県さいたま市東高砂町6-15

弁済業務保証金の供託所・所在地 東京法務局 東京都千代田区大手町1-3-3

1. 損害賠償の予定等に関する事項

別紙契約書とおり	1.2. 契約解除に関する事項
1.3. 石綿使用調査の内容	石綿使用調査結果記録の有無 無
1.4. 耐震診断の内容	耐震診断の有無 無 昭和56年6月1日以降の建築は該当しません。
1.5. 土砂災害警戒区域に関する事項	当該物件は土砂災害警戒区域外です。
1.6. 造成宅地防災区域に関する事項	当該物件は造成宅地防災区域外です。
1.7. 連帯保証人の債務の担保	当該物件は造成宅地防災区域外です。
1.8. 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地	水害ハザードマップの有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)
1.9. 高潮の有無	水害ハザードマップの有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)
4. 供託所等に関する説明	4. 供託所等に関する説明
宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	所属地方本部の名称・所在地
(社) 全国宅地建物取引業保証協会	(社) 全国宅地建物取引業保証協会埼玉地方本部
東京都千代田区岩本町2-6-3	埼玉県さいたま市東高砂町6-15

弁済業務保証金の供託所・所在地 東京法務局 東京都千代田区大手町1-3-3

1. 損害賠償の予定等に関する事項

別紙契約書とおり	1.2. 契約解除に関する事項
1.3. 石綿使用調査の内容	石綿使用調査結果記録の有無 無
1.4. 耐震診断の内容	耐震診断の有無 無 昭和56年6月1日以降の建築は該当しません。
1.5. 土砂災害警戒区域に関する事項	当該物件は土砂災害警戒区域外です。
1.6. 造成宅地防災区域に関する事項	当該物件は造成宅地防災区域外です。
1.7. 連帯保証人の債務の担保	当該物件は造成宅地防災区域外です。
1.8. 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地	水害ハザードマップの有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)
1.9. 高潮の有無	水害ハザードマップの有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)
4. 供託所等に関する説明	4. 供託所等に関する説明
宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	所属地方本部の名称・所在地
(社) 全国宅地建物取引業保証協会	(社) 全国宅地建物取引業保証協会埼玉地方本部
東京都千代田区岩本町2-6-3	埼玉県さいたま市東高砂町6-15

弁済業務保証金の供託所・所在地 東京法務局 東京都千代田区大手町1-3-3

1. 損害賠償の予定等に関する事項

別紙契約書とおり	1.2. 契約解除に関する事項
1.3. 石綿使用調査の内容	石綿使用調査結果記録の有無 無
1.4. 耐震診断の内容	耐震診断の有無 無 昭和56年6月1日以降の建築は該当しません。
1.5. 土砂災害警戒区域に関する事項	当該物件は土砂災害警戒区域外です。
1.6. 造成宅地防災区域に関する事項	当該物件は造成宅地防災区域外です。
1.7. 連帯保証人の債務の担保	当該物件は造成宅地防災区域外です。
1.8. 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地	水害ハザードマップの有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)
1.9. 高潮の有無	水害ハザードマップの有無 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121)
4. 供託所等に関する説明	4. 供託所等に関する説明
宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	所属地方本部の名称・所在地
(社) 全国宅地建物取引業保証協会	(社) 全国宅地建物取引業保証協会埼玉地方本部
東京都千代田区岩本町2-6-3	埼玉県さいたま市東高砂町6-15